

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び鈴鹿市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

鈴鹿市長 末松 則子

### 鈴鹿市規則第9号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び鈴鹿市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年鈴鹿市規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 略 (2) 少年法(昭和23年法律第168号)第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されて	(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 略 (2) 少年法(昭和23年法律第168号)第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、 <u>同法第66条</u> の規定による決定により少年院に収容されてい

いる場合	る場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合
------	--

（鈴鹿市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正）

第2条 鈴鹿市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年鈴鹿市規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（損害補償のうち休業補償を行わない場合）</p> <p>第1条 鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鈴鹿市条例第21号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>（損害補償のうち休業補償を行わない場合）</p> <p>第1条 鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鈴鹿市条例第21号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</p>

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。